

様式5

	社会人入学者		科目等履修生のうち単位習得者		専攻科、別科社会人入学者	履修証明プログラム受講者のうち履修証明書を交付した者
	通信教育以外	通信教育	通信教育以外	通信教育		
教務（生涯学習）						3
神 学部	1		7			0
研究科	2		2			0
文 学部	0		13			0
研究科	4		0			0
社会 学部	0		5			0
研究科	1		0			0
法 学部	0		2			0
研究科	2		1			0
経済 学部	0		0			0
研究科	0		0			0
商 学部	0		0			0
研究科	0		0			0
理工 学部	0		1			
研究科	1		0			
総合政策 学部	1		0			
研究科	0		0			
人間福祉 学部	0		1			0
研究科	3		1			0
教育 学部	0		0			0
研究科	2		0			0
国際 学部	0		0			0
研究科	1		0			0
理 学部	0		0			
研究科						
工 学部	0		0			
研究科						
生命環境 学部	0		0			
研究科						
建築 学部	0		0			
研究科						
言コミ	7		1			0
司法	6		0			0
IBA	94		60			40
合計	125	0	94	0	0	43

【注】

・以下の私立大学等経常費補助金に関する調査の基準に準じて作成

① 令和4年度に、正規課程（大学は学部及び大学院研究科、短期大学・高等専門学校は学科）に入学した者。ただし、永続的に日本に生活拠点を置かず、一時的な滞在を予定している外国籍の学生については、在留資格にかかわらず、除外。

② 次のⅠからⅢのいずれかに該当する者

Ⅰ. 令和5年4月1日現在で、25歳以上（平成10年4月1日以前に生まれた者）の学部等に入学した者。ただし、大学院研究科に入学した者については、年齢に限らず要件Ⅲを満たす者に限る。

Ⅱ. 令和5年4月1日現在で、25歳未満（平成10年4月2日以降に生まれた者）の学部等に入学し、社会人の定義（※）に該当する者。

Ⅲ. 令和5年度に大学院研究科（大学院大学の研究科を含む）に入学し、社会人の定義（※）に該当する者。

※社会人の定義

入学前に次のaからcのいずれかに該当する者であること。

- a. 職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）
- b. 給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- c. 主婦・主夫

「社会人の定義」a及びbには、正規雇用（正規職員、従業員、自営業等）だけではなく、非正規雇用（アルバイト・パート等）も対象とするが、非正規雇用の場合は、学生（生徒）であることが生活の主である場合、対象外とする。ただし、非正規雇用であっても就業しながら定時制（夜間部）、昼夜開講制、第三部、通信制の学校に在籍し、経常的な収入を得ていた場合は対象とする。